



鳥取県公報

平成17年4月12日(火)
第7677号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	大山町と鳥取県との間の職員の研修に関する事務の委託に関する規約 (298) (職員課) 1
	米子市と鳥取県との間の職員の研修に関する事務の委託に関する規約 (299) (") 2
	八頭町と鳥取県との間の職員の研修に関する事務の委託に関する規約 (300) (") 4
	大山町の公平委員会の事務の受託 (301) (市町村振興課) 5
	八頭町の公平委員会の事務の受託 (302) (") 5
	土地改良区の役員の就退任 (303) (西部総合事務所農林局) 5
	青少年に有害な図書類の指定 (304) (協働推進室) 6
	結核予防法による医療機関の指定の辞退 (305) (倉吉保健所) 7
	都市計画事業の事業計画の変更の認可 (306) (環境政策課) 7
	基本測量の実施 (307) (管理課) 10
	基本測量の終了 (308) (") 10
教委告示	定例教育委員会の招集 (9) (教育総務課) 10
議会告示	鳥取県議会情報公開条例の運用状況 (8) (総務課) 11
公 告	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 (3件) (森林保全課) 11
雑 報	危険物取扱者試験の実施 (消防課) 14

告 示

鳥取県告示第298号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第252条の14第1項の規定に基づき、次の規約により大山町の職員の研修に関する事務を受託したので、同条第3項において準用する同法第252条の2第2項の規定により告示する。

平成17年4月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

大山町と鳥取県との間の職員の研修に関する事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 大山町 (以下「甲」という。) は、職員の研修に関する事務の一部 (以下「委託事務」という。) の管理及び執行を鳥取県 (以下「乙」という。) に委託する。

(経費の負担及び予算の執行)

第2条 委託事務の管理及び執行に要する経費（人件費を除く。以下同じ。）は、甲の負担とし、甲はあらかじめ、これを乙に交付するものとする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、鳥取県知事（以下「知事」という。）が、鳥取県自治研修所運営審議会の意見を聴き、大山町長（以下「町長」という。）と協議して定める。この場合において、知事は、あらかじめ、委託事務の管理及び執行に要する経費の見積書及び研修計画書を町長に送付しなければならない。

第3条 知事は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、乙の歳入歳出予算において甲及び乙の職員の研修経費並びに甲以外の職員研修受託事務に要する経費と合算して計上するものとする。

第4条 知事は、各年度において、前条の予算のうち委託事務の管理及び執行に要する経費に残額がある場合においては、これを翌年度における甲の委託事務の管理及び執行に要する経費として繰り越して使用するものとする。この場合においては、知事は、当該繰越金の生じた理由を付記した計算書を当該年度の出納閉鎖後速やかに町長に提出しなければならない。

（決算の場合の措置）

第5条 知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第6項の規定により決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を町長に通知するものとする。

（連絡会議）

第6条 知事は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、必要に応じて町長と連絡会議を開くことができる。町長の申出がある場合においても、同様とする。

（条例等改正の場合の措置）

第7条 委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例等の全部又は一部を変更しようとする場合においては、知事は、あらかじめ、町長に通知しなければならない。

第8条 委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例等の全部又は一部が改正された場合においては、知事は、直ちに当該条例等を町長に通知しなければならない。

（その他）

第9条 本規約に定めのない事項又は本規約に定める事項に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

附 則

1 この規約は、平成17年3月28日から施行する。

2 町長は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する乙の条例等が甲に適用される旨及びこれらの条例等を公表するものとする。

3 委託事務を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、知事がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる剰余金は、速やかに甲に還付しなければならない。

4 第2条第1項に規定する経費は、平成16年度においては、同年度に大山町、名和町及び中山町が負担した経費に含むものとする。

5 第2条第2項に規定する経費の額及び交付の時期は、平成16年度においては、同年度に知事と大山町長、名和町長及び中山町長が協議して定めたものをもって当該経費の額及び交付の時期とする。

鳥取県告示第299号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、次の規約により米子市の職員の研修に関する事務を受託したので、同条第3項において準用する同法第252条の2第2項の規定により告示する。

平成17年4月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

米子市と鳥取県との間の職員の研修に関する事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 米子市(以下「甲」という。)は、職員の研修に関する事務の一部(以下「委託事務」という。)の管理及び執行を鳥取県(以下「乙」という。)に委託する。

(経費の負担及び予算の執行)

第2条 委託事務の管理及び執行に要する経費(人件費を除く。以下同じ。)は、甲の負担とし、甲はあらかじめ、これを乙に交付するものとする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、鳥取県知事(以下「知事」という。)が、鳥取県自治研修所運営審議会の意見を聴き、米子市長(以下「市長」という。)と協議して定める。この場合において、知事は、あらかじめ、委託事務の管理及び執行に要する経費の見積書及び研修計画書を市長に送付しなければならない。

第3条 知事は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、乙の歳入歳出予算において甲及び乙の職員の研修経費並びに甲以外の職員研修受託事務に要する経費と合算して計上するものとする。

第4条 知事は、各年度において、前条の予算のうち委託事務の管理及び執行に要する経費に残額がある場合においては、これを翌年度における甲の委託事務の管理及び執行に要する経費として繰り越して使用するものとする。この場合においては、知事は、当該繰越金の生じた理由を付記した計算書を当該年度の出納閉鎖後速やかに市長に提出しなければならない。

(決算の場合の措置)

第5条 知事は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第6項の規定により決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を市長に通知するものとする。

(連絡会議)

第6条 知事は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、必要に応じて市長と連絡会議を開くことができる。市長の申出がある場合においても、同様とする。

(条例等改正の場合の措置)

第7条 委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例等の全部又は一部を変更しようとする場合においては、知事は、あらかじめ、市長に通知しなければならない。

第8条 委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例等の全部又は一部が改正された場合においては、知事は、直ちに当該条例等を市長に通知しなければならない。

(その他)

第9条 本規約に定めのない事項又は本規約に定める事項に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この規約は、平成17年3月31日から施行する。
- 2 市長は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する乙の条例等が甲に適用される旨及びこれらの条例等を公表するものとする。
- 3 委託事務を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、知事がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる剰余金は、速やかに甲に還付しなければならない。
- 4 第2条第1項に規定する経費は、平成16年度においては、同年度に米子市及び淀江町が負担した経費に含むものとする。
- 5 第2条第2項に規定する経費の額及び交付の時期は、平成16年度においては、同年度に知事と米子市長及び淀江町長が協議して定めたものをもって当該経費の額及び交付の時期とする。

鳥取県告示第300号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定に基づき、次の規約により八頭町の職員の研修

に関する事務を受託したので、同条第3項において準用する同法第252条の2第2項の規定により告示する。

平成17年4月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

八頭町と鳥取県との間の職員の研修に関する事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 八頭町(以下「甲」という。)は、職員の研修に関する事務の一部(以下「委託事務」という。)の管理及び執行を鳥取県(以下「乙」という。)に委託する。

(経費の負担及び予算の執行)

第2条 委託事務の管理及び執行に要する経費(人件費を除く。以下同じ。)は、甲の負担とし、甲はあらかじめ、これを乙に交付するものとする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、鳥取県知事(以下「知事」という。)が、鳥取県自治研修所運営審議会の意見を聴き、八頭町長(以下「町長」という。)と協議して定める。この場合において、知事は、あらかじめ、委託事務の管理及び執行に要する経費の見積書及び研修計画書を町長に送付しなければならない。

第3条 知事は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、乙の歳入歳出予算において甲及び乙の職員の研修経費並びに甲以外の職員研修受託事務に要する経費と合算して計上するものとする。

第4条 知事は、各年度において、前条の予算のうち委託事務の管理及び執行に要する経費に残額がある場合においては、これを翌年度における甲の委託事務の管理及び執行に要する経費として繰り越して使用するものとする。この場合においては、知事は、当該繰越金の生じた理由を付記した計算書を当該年度の出納閉鎖後速やかに町長に提出しなければならない。

(決算の場合の措置)

第5条 知事は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第6項の規定により決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を町長に通知するものとする。

(連絡会議)

第6条 知事は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、必要に応じて町長と連絡会議を開くことができる。町長の申出がある場合においても、同様とする。

(条例等改正の場合の措置)

第7条 委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例等の全部又は一部を変更しようとする場合においては、知事は、あらかじめ、町長に通知しなければならない。

第8条 委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例等の全部又は一部が改正された場合においては、知事は、直ちに当該条例等を町長に通知しなければならない。

(その他)

第9条 本規約に定めのない事項又は本規約に定める事項に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

附 則

1 この規約は、平成17年3月31日から施行する。

2 町長は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する乙の条例等が甲に適用される旨及びこれらの条例等を公表するものとする。

3 委託事務を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、知事がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる剰余金は、速やかに甲に還付しなければならない。

4 第2条第1項に規定する経費は、平成16年度においては、同年度に郡家町、船岡町及び八東町が負担した経費を含むものとする。

- 5 第2条第2項に規定する経費の額及び交付の時期は、平成16年度においては、同年度に知事と郡家町長、船岡町長及び八東町長が協議して定めたものをもって当該経費の額及び交付の時期とする。

鳥取県告示第301号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、次の規約により大山町の公平委員会の事務の委託を受けたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2第2項の規定により告示する。

平成17年4月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

大山町と鳥取県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

(公平委員会の事務の委託)

第1条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、大山町（以下「甲」という。）は、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務を鳥取県（以下「乙」という。）に委託する。

(経費)

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）を処理するために要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担するものとする。

(その他必要な事項)

第3条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

附 則

この規約は、平成17年3月28日から施行する。

鳥取県告示第302号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、次の規約により八頭町の公平委員会の事務の委託を受けたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2第2項の規定により告示する。

平成17年4月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

八頭町と鳥取県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

(公平委員会の事務の委託)

第1条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、八頭町（以下「甲」という。）は、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務を鳥取県（以下「乙」という。）に委託する。

(経費)

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）を処理するために要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担するものとする。

(その他必要な事項)

第3条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

附 則

この規約は、平成17年3月31日から施行する。

鳥取県告示第303号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第6項の規定に基づき、次のとおり新開川土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成17年4月12日

鳥取県西部総合事務所長 青 木 茂

退任した役員の氏名及び住所

理事 中 田 耕 米子市皆生六丁目8 - 35
 " 山 根 幸 泰 米子市上福原三丁目3 - 55
 " 井 上 万吉男 米子市東福原六丁目14 - 45
 " 大 田 節 夫 米子市西福原八丁目1 - 7
 " 大 太 敬 二 米子市西福原六丁目13 - 23
 " 永 見 新 一 米子市両三柳2185
 監事 竹 本 俊 雄 米子市上福原二丁目2 - 18
 " 生 林 隆 輝 米子市西福原九丁目1 - 32
 平成16年4月5日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 山 根 幸 泰 米子市上福原三丁目3 - 55
 " 山 川 晴 央 米子市上福原六丁目12 - 27
 " 井 上 万吉男 米子市東福原六丁目14 - 45
 " 大 田 節 夫 米子市西福原八丁目1 - 7
 " 大 太 敬 二 米子市西福原六丁目13 - 23
 " 永 見 通 浩 米子市両三柳2120 - 1
 監事 竹 本 俊 雄 米子市上福原二丁目2 - 18
 " 生 林 隆 輝 米子市西福原九丁目1 - 32
 平成16年4月6日就任 任期平成20年4月5日まで

鳥取県告示第304号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和55年鳥取県条例第34号）第13条第1項の規定に基づき、同項第1号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成17年4月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

指定 番号	図 書 類			
	種別	題名及び号数	発行記号等	表示された発行所名
7001	雑誌	Beppin School 2005 04 No.165	雑誌 07971 - 04	英知出版
7002	"	月刊 実話ナックルズ4月号	雑誌 04877 - 4	ミリオン出版
7003	"	別冊 週漫スペシャル2005 4・5月号	雑誌 17929 - 05	芳文社

7004	"	漫画 実話ナックルズ 5月号	雑誌 18421 - 5	ミリオン出版
7005	"	COMIC び～た2005 4月号	雑誌 13881 - 04	若生出版株式会社
7006	"	seiso vol. 5	雑誌 13878 - 3	ワニマガジン社
7007	"	裏モノJAPAN 2005 4月号	雑誌 01805 - 4	鉄人社

鳥取県告示第305号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定に基づき、指定医療機関が指定を辞退したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第2項において準用する同条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成17年4月12日

鳥取県倉吉保健所長 石 原 浩

名 称	所 在 地	辞退年月日
佐々木医院	倉吉市関金町関金宿1515	平成17年4月1日

鳥取県告示第306号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成17年4月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 施行者の名称

境港市

2 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画下水道事業 境港市公共下水道

3 事業施行期間

昭和58年11月29日から平成23年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

追加する部分 境港市上道町瀬向地先

削除する部分 境港市佐斐神町字上東屋敷、字中東屋敷、字丸塚、字下西屋敷、字下東屋敷、字東屋敷、字幸神灘、字東灘ノ(一)、字砂浜ノ(四)、字武平前、字當成、字上中曾根、字原、字一ツ松、字城ノ内、字行淵及び字砂浜ノ(四)地先国有地、財ノ木町字出口、字オノ木、字上屋敷、字オノ木灘、字篠津灘、字上灘、字西屋敷、字川端、字川尻、字上戎通、字中灘、字上灘地先国有地及び字中灘地先国有地、小篠津町字本宮、字浜田、字下灘屋敷、字下戎通、字御崎灘、字中屋敷、字本角、字北ノ後、字寺東、字幸神、字上道ヶ堀、字中曾根、字原、字

東當成、字寡曾根、字下寡曾根、字上麦垣、字麦垣、字後藤林、字上砂堀、字下砂堀、字上万次郎、字下大林、字灘大藪、字下大藪、字榎畑、字角藪、字幸神通、字幸神ノ(一)、字川本、字七畝畑、字下松中ノ(一)、字大藪、字下原、字堂免、字下道ヶ堀、字大山、字下大山、字口ノ田西、字下麦垣、字上寡曾根、字広原、字下万次郎、字武平西、字上大林、字上大林灘、字下大林灘、字篠ヶ崎、字相老、字堀ノ内、字篠原峠、字中大藪灘、字下大藪灘、字下中曾根、字小藪、字永井、字辨天崎、字別荘灘、字門脇灘、字門脇及び字御崎灘地先国有地、麦垣町字下戎通、字御崎灘、字寺灘、字下灘、字上灘、字蔵本灘、字川向前、字下灘地先国有地及び字川向前地先国有地、新屋町字垣ノ内、字浜田、字川向灘、字岡蔵本灘、字蔵本灘、字岡川尻灘、字与七灘、字寄会前、字一本松、字一ツ家前、字川尻前、字上転松、字神内後、字東奥原、字鶴首、字一ツ家松ノ下、字一ツ家、字岡一ツ家灘、字一ツ家灘、字五郎作灘、字川尻灘、字岡川尻灘、字川尻、字榎ノ下、字北浜田、字垣ノ内、字蔵本、字岡蔵本灘、字川向灘、字浜田、字寄会前地先国有地、字川尻前地先国有地及び字一ツ家前地先国有地、高松町字夕顔畑、字兎御前、字大山、字長溝、字宮ノ前、字後浜田、字与次右衛門開、字寛蔵、字下灘、字釜池前、字月見浜、字上灘、字高松灘、字紺屋谷、字大櫓、字五輪松、字境目、字高松屋敷、字南谷、字高松前、字月見浜地先国有地及び字釜池前地先国有地、美保町字上灘、字釜池灘及び字釜池灘地先国有地、竹内町字大林、字堀切、字上浜田、字上灘、字釜池灘、字荒山、字角盤、字南原、字浜屋敷、字旭松、字前屋敷、字灘屋谷、字千代畑、字乳母ヶ池、字岡口、字中屋敷、字九條浜、字後屋敷、字佐賀里谷、字佐賀里灘、字月見湯、字煤竹場、字花園、字三保ノ原、字大禮場、字才佛灘、字釜池落、字又助、字三斗時、字小磯塚、字高岡、字才佛、字北浜田、字岡才佛、字広畑、字広廻、字藪田野地、字治郎兵衛原、字垣ノ内、字三角道、字藪田原、字花免野地、字清助田、字中野地、字橋ノ向、字狐山野地、字九日田、字宮西、字大畑、字宮ノ内、字釜池灘地先国有地、字千代畑地先国有地、字煤竹場地先国有地及び字才佛灘地先国有地、福定町字浜田、字上灘、字笹津向、字井ノ尻、字東風灘、字灘屋敷、字中屋敷、字八雲崎、字下灘、字北屋敷、字聖垣、字大蛇郷、字笹津向地先国有地及び字八雲崎地先国有地、中野町字富士見、字上灘開、字上灘屋敷、字天神森、字広見灘、字中灘開、字中浜田、字通天橋、字下灘開、字下灘屋敷、字北屋敷、字巨嶽山、字竹ノ下、字荒神下、字富士見地先国有地、字広見灘地先国有地及び字通天橋地先国有地、中野町、上道町字里道、字薩摩、字里道灘、字薩摩洋、字戌灘、字神岬、字榎東、字戎谷、字家中、字家中灘、字滄海、字皇松東、字西荒山、字尻田向、字横土手、字上横土手、字横枕、字鐙田、字西横枕、字上尻田、字諏訪山、字但馬山、字一本松、字打明、字山中、字新道、字鼻地蔵灘、字岬、字川向鼻、字勝負仕山、字湯郷居、字大蛇郷、字往来東、字諏訪下、字東地蔵田、字薩摩洋地先国有地及び字神岬地先国有地、幸神町、誠道町、三軒屋町字砂、字俣川東、字口ノ田、字五ヶ村樋、字荒山、字東砂、字橋替、字上中通、字島屋西、字下麦垣、字西砂、字砂屋敷、字棧、字俣川、字柳川頭、字柳川、字柳川灘、字龍ヶ灘、字龍ヶ山、字砂西屋敷、字砂山中、字一尺三寸、字北神田、字大見山、字三軒屋、字下川西及び字上川西、竹内団地、蓮池町、米川町、清水町字於曾池、芝町字下横枕、元町、湊町、岬町、花町、東雲町、入船町、東本町、朝日町、中町、相生町、渡町字新海、字大沢、字西柳川、字屋敷跡、字東柳川、字与三堀灘、字上灘、字砂折口及び字清次郎開並びに森岡町字大橋、字北邸、字宮ノ内、字向中曾根、字堂内、字上中曾根及び字大上

変更する部分 境港市佐斐神町字上灘、字東灘ノ(三)、字北灘及び字東灘ノ(二)の各一部

(2) 使用の部分

追加する部分 境港市佐斐神町字上寡曾根及び字東當成の各全部並びに字上灘、字東灘ノ(三)、字中東屋敷、字北灘、字東灘ノ(二)、字丸塚、字下西屋敷、字下東屋敷、字東屋敷、字幸神灘、字東灘ノ(一)、字砂浜ノ(四)、字武平前、字當成、字武平西、字広原、字堂免、字上中曾

根、字原、字一ツ松、字城ノ内及び字行淵の各一部、財ノ木町字オノ木、字上屋敷、字オノ木灘、字篠津灘、字上灘、字西屋敷、字川端、字川尻及び字上戎通の各全部並びに字出口及び字中灘の各一部、小篠津町字本宮、字浜田、字下灘屋敷、字下戎通、字中屋敷、字本角、字北ノ後、字寺東、字幸神、字上道ヶ堀、字中曾根、字原、字東當成、字寡曾根、字下寡曾根、字上麦垣、字麦垣、字後藤林、字上砂堀、字下砂堀、字上万次郎、字下大林、字灘大藪、字下大藪、字木実畑、字堂免、字大山、字下麦垣、字上寡曾根、字広原、字下万次郎、字下大林灘、字相老、字堀ノ内、字篠原峠、字中大藪灘、字下大藪灘、字永井、字辨天崎、字別荘灘、字門脇灘及び字門脇の各全部並びに字御崎灘、字角藪、字幸神通、字幸神ノ(一)、字川本、字下松中ノ(一)、字大藪、字下原、字下道ヶ堀、字下大山、字口ノ田西、字武平西、字上大林、字上大林灘、字篠ヶ崎及び字御崎灘地先国有地の各一部、麦垣町字下戎通、字御崎灘、字寺灘、字下灘、字上灘、字蔵本灘及び字川向前の各全部、新屋町字浜田、字川向灘、字岡蔵本灘、字蔵本灘、字岡川尻灘、字与七灘、字寄会前、字一本松、字一ツ家前、字川尻前、字一ツ家、字岡一ツ家灘、字一ツ家灘、字五郎作灘、字川尻灘、字川尻、字北浜田及び字蔵本の各全部並びに字垣ノ内、字上転松、字神内後、字東奥原、字一ツ家松ノ下、字榎ノ下、字寄会前地先国有地、字川尻前地先国有地及び字一ツ家前地先国有地の各一部、高松町字後浜田、字与次右衛門開、字寛蔵、字下灘、字川尻、字釜池前、字月見浜、字上灘、字高松灘、字紺屋谷、字大櫓、字高松屋敷、字南谷及び字高松前の各全部並びに字夕顔畑、字児御前、字大山、字五輪松及び字境目の各一部、美保町字上灘、字釜池灘、字寛蔵及び字下灘の各全部、竹内町字大林、字堀切、字上浜田、字上灘、字釜池灘、字荒山、字角盤、字南原、字浜屋敷、字旭松、字前屋敷、字灘屋谷、字千代畑、字乳母ヶ池、字岡口、字中屋敷、字九條浜、字後屋敷、字佐賀里谷、字佐賀里灘、字月見湯、字煤竹場、字花園、字三保ノ原、字大禮場、字才佛灘、字小磯塚、字高岡、字才佛、字北浜田及び字岡才佛の各全部並びに字釜池落、字又助、字三斗蒔、字広畑、字広廻、字垣ノ内、字三角道、字善九郎堀、字藪田原、字馬渡瀬、字清助田、字九日田、字又兵衛堀、字橋ノ向、字大畑、字宮ノ内及び字才佛灘地先国有地の各一部、福定町字浜田、字上灘、字笹津向、字井ノ尻、字東風灘、字灘屋敷、字中屋敷、字八雲崎、字下灘及び字北屋敷の各全部並びに字聖垣、字大蛇郷、字笹津向地先国有地及び字八雲崎地先国有地の各一部、中野町字富士見、字上灘開、字上灘屋敷、字天神森、字広見灘、字中灘開、字中浜田、字通天橋、字下灘開及び字下灘屋敷の各全部並びに字北屋敷、字巨嶽山、字竹ノ下、字荒神下、字北屋敷地先、字巨嶽山地先、字富士見地先国有地、字広見灘地先国有地及び字通天橋地先国有地の各一部、上道町字里道、字薩摩、字里道灘、字薩摩洋、字戎灘、字神岬、字榎東、字戎谷、字家中、字家中灘、字滄海、字皇松東、字西荒山、字尻田向、字上横土手、字横枕、字鐙田、字西横枕、字諏訪山、字但馬山、字一本松、字打明、字山中、字新道、字鼻地蔵灘、字岬、字川向鼻、字勝負仕山、字湯郷居、字大蛇郷、字往来東、字堂東、字本川尻、字地蔵灘、字川尻谷、字小川尻、字大敷浜、字白波、字川岸、字瀬向、字諏訪下及び字東地蔵田の各全部並びに字横土手、字大蛇郷地先、字薩摩洋地先国有地、字神岬地先国有地、字滄海地先国有地、字大敷浜地先国有地、字白波地先国有地、字川岸地先国有地、字瀬向地先国有地及び字岬地先国有地の各一部、幸神町の一部、誠道町の全部、三軒屋町字砂、字俣川東、字下麦垣、字西砂、字砂屋敷、字棧、字俣川、字柳川頭、字柳川、字柳川灘、字龍ヶ灘、字龍ヶ山、字砂西屋敷、字砂山中及び字一尺三寸の各全部並びに字口ノ田、字五ヶ村樋、字荒山、字東砂、字橋替、字上中通、字島屋西、字北神田、字大見山、字三軒屋、字下川西及び字上川西の各一部、竹内団地の一部、蓮池町の一部、米川町の一部、清水町字於曾池の一部、芝町字下横枕の全部、元町の全部、湊町の全部、岬町の一部、花町の全部、東雲町の全部、入船町の全部、東本町の全部、朝日町の全部、中町の全部、相生町の全部、末広町の全部、明治町の一部、日ノ出町の全部、本町の全部、京町的全

部、松ヶ枝町の全部、栄町の全部、馬場崎町の一部、渡町字新海、字大沢、字西柳川、字屋敷跡及び字東柳川の各全部並びに字与三堀灘、字上灘、字砂折口及び字清次郎開の各一部並びに森岡町字大橋、字北邸、字荒神東、字宮ノ内、字向中曾根、字新道、字堂内、字上中曾根及び字大上の各一部

鳥取県告示第307号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成17年4月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 作業種類 基本測量（1：25,000地形図修正測量）
- 2 作業期間 平成17年4月5日から平成18年3月24日まで
- 3 作業地域 鳥取県全域

鳥取県告示第308号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成17年4月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 作業種類 基本測量（1：25,000地形図修正測量）
- 2 作業地域 鳥取県全域
- 3 終了年月日 平成17年3月25日

教 育 委 員 会 告 示

鳥取県教育委員会告示第9号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成17年4月12日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

- 1 日時 平成17年4月15日（金）午前10時～
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 教育委員室
- 3 議題
 - （1）鳥取県教科用図書選定審議会への諮問について
 - （2）その他

議 会 告 示

鳥取県議会告示第8号

鳥取県議会情報公開条例（平成12年鳥取県条例第59号）第18条の規定により、平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間の同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成17年 4月12日

鳥取県議会議長 前 田 宏

1 公文書開示請求の件数及び処理状況

件数	処理状況					
	全部開示	一部開示	非開示	開示請求拒否	不存在	取下げ
10件	10件				1件	

(注) 公文書開示請求件数と処理状況件数の合計が異なるのは、1件の請求に対して2つの開示決定等を行ったものがあるからである。

2 異議申立ての件数及び処理状況

該当なし

公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成17年 4月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について

2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成17年3月25日付鳥取県告示第199号）の内容

（告示の内容）

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

源内 俊一	東伯郡琴浦町大字野田字東谷東平566の1
源内 好道	〃

山本 則幸	"
藪本淳之助	東伯郡琴浦町大字野田字東谷東平566の8
源内 俊一	東伯郡琴浦町大字野田字笹野谷567の9
源内 好道	"
山本 則幸	"
前田 侃	東伯郡琴浦町大字野田字笹野谷567の85

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、東伯町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び琴浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 琴浦町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成17年4月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について

2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成17年3月25日付鳥取県告示第200号）の内容
（告示の内容）

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

岩垣 誉美	東伯郡琴浦町大字野井倉字間谷2の1
門田忠太郎	東伯郡琴浦町大字野井倉字間谷2の37
松本 正信	"
門田忠太郎	東伯郡琴浦町大字野井倉字間谷2の38
松本 正信	"
門田忠太郎	東伯郡琴浦町大字野井倉字間谷2の39

松本 正信

”

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、東伯町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び琴浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 琴浦町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）平野一彰の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成17年4月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について

2 通知の要旨 森林所有者等の所有又は権利に係る東伯郡琴浦町大字大杉字大谷803の95の土地について、森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成17年3月25日付鳥取県告示第201号）の内容

(告示の内容)

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡琴浦町大字大杉字大谷803の95

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字三本杉字山川谷東平ラ1752の55、1752の56

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、東伯町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び琴浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

- 3 通知の掲示場所 琴浦町役場
4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

雑 報

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の5第1項の規定に基づき、鳥取県知事の委任に係る危険物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成17年4月12日

財団法人消防試験研究センター理事長 池 田 春 雄

1 試験の種類及び日時

試 験 の 種 類	日	時
甲種危険物取扱者試験	平成17年6月19日（日）	午後1時15分から
乙種危険物取扱者試験	"	
丙種危険物取扱者試験	平成17年6月19日（日）	午前10時15分から

2 試験の場所

鳥取市若葉台北一丁目1-1	鳥取環境大学第17講義室
"	鳥取環境大学第30講義室
倉吉市葵町717-3	倉吉老人福祉センター
米子市古豊千520	米子職業能力開発促進センター大教室
米子市末広町74	米子コンベンションセンター第4会議室
"	米子コンベンションセンター第5会議室
"	米子コンベンションセンター第6会議室
"	米子コンベンションセンター第7会議室

3 受験願書の受付期間

平成17年4月13日（水）から同月27日（水）まで（郵送による場合は、平成17年4月27日（水）までの消印のあるものに限り受け付ける。)

4 受験願書の提出先

〒680-0061 鳥取市立川町六丁目176 鳥取県東部総合事務所4階
財団法人消防試験研究センター鳥取県支部（持参又は郵送によること。)

5 受験手数料及び納付方法

受験手数料は、甲種危険物取扱者試験にあっては5,000円、乙種危険物取扱者試験にあっては3,400円、丙種危険物取扱者試験にあっては、2,700円とし、所定の方法により納付すること。

6 その他

- (1) 受験願書の用紙は、財団法人消防試験研究センター鳥取県支部、鳥取県防災局消防課、各消防局及び各地区危険物保安協会において交付する。
(2) 試験の詳細については、財団法人消防試験研究センター鳥取県支部（電話0857-20-3669）に照会すること。